

# 「おいしい！KANSAI 応援企業」紹介ページの作成及び

## 社員食堂でのイベント実施業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「おいしい！KANSAI 応援企業」紹介ページの作成及び社員食堂でのイベント実施業務

### 2 委託業務の趣旨・目的

「おいしい！KANSAI 応援企業」登録制度実施要領に基づき登録された企業に関する情報を全国に広く発信するため、関西広域連合広域産業振興局農林水産部ホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）掲載用に登録企業の社員食堂の紹介をはじめ、CSR 活動、社風、社員の声などを取材形式で紹介するページ（データ）を作成する。

また、登録企業と構成府県市（出展者）のマッチングを行い、社員食堂での広域連合内産食材のメニューインやPRイベントを実施し、エリア内農林水産物の消費拡大を図る。

（広域連合エリア・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）（予定）

### 4 委託業務の内容

#### （1）登録企業への取材に基づく紹介ページ（データ）の作成

既登録企業及び令和8年度に新規登録する企業のうち、情報掲載を希望する企業を取材し、紹介ページ（データ）を概ね20社程度作成

##### ア ページ構成・ページデザイン等

原則として、発注者からの原稿案によるが、本ホームページの設置目的に合うと思われる機能、方法等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

##### イ データ等の受け渡し

本契約後、原稿案及び写真等は発注者から受託者へ貸与する。

##### ウ 留意事項

ページ作成に当たっては、ホームページのソースデータ、HTMLファイル、テキストファイル、写真データ等の画像ファイルを発注者に提出すること。

#### （2）登録企業の社員食堂等における広域連合域内産食材PRイベントの実施

登録企業の社員食堂等において、メニューインや産品販売等のイベントによる域内産食材のPRを12回以上（各構成府県市1回程度）実施し、イベント開催状況の紹介ページ（データ）を作成。

##### ア イベント実施と受入企業での周知

イベントの実施にあたっては、登録企業と構成府県市（出店者）とのマッチングの上、実施するものとし、イベント実施企業の従業員等に周知を行うこと。

##### イ 紹介ページ記事（データ）の作成

（1）と同様のデータ作成を行うこと。

#### ウ 出展事業者への助成

出展事業者に対し、受託者への委託費からイベント実施に要する経費（1 構成府県市あたり上限 30,000 円（旅費、配送費等）の助成を行うものとする。（委託限度額 3,425,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）のうち、360,000 円は出展事業者へのイベント実施に要する経費の助成に充てるものとし、実績に応じて委託金額を決定する。）

#### エ 実績報告

出展事業者から、PR イベントの実績報告を徴収し、取りまとめるとともに、関西広域連合事務局へ提出するものとする。なお、実績報告は別紙様式によるものとし、広域連合ののぼり「おいしいKANSAI 召し上がれ」を掲示した写真もしくはイベントに参加したことによる出店であることがわかる写真を添付するものとする。

#### (3) 「おいしい！KANSAI 応援企業」の登録推進への協力

広域連合エリア内における社員食堂等を有する企業や食堂運営企業に関する情報提供

#### (4) その他

- ・登録推進にあたって、応援企業への登録に対するインセンティブを与える様な取組（登録企業のメリットとなる取組）

### 5 瑕疵担保責任

社員食堂でのイベント等実施における事故や損害については広域連合はその責を一切負わないものとする。

### 6 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

なお、受託者が下記の規定に違反した場合、発注者は受託者から違約金を徴収することができる。

- ・仕様書により作成する紹介ページ記事（データ）に関する情報は原則として非公開とする。
- ・当業務の遂行に際して知り得た情報については、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者に開示、漏えいしてはならない。
- ・当業務に関する秘密保持は、当委託業務契約終了後もその効力を有する。

### 7 著作権の取り扱い

(1) 本委託業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、作成業務においては納品をもって全て発注者に譲渡することとする。

特に書面で報告がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。なお、当業務の実施に伴い、受託者の保有する著作物を利用する場合、他で二次使用の必要が生じた場合も問題が生じないよう対処すること。

上記を了承できない場合は、受託者の保有する著作物を利用しない形で作成を行うこと。

(2) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。

特に書面で報告がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

- (3) 受託者は、本委託業務の遂行及び本委託業務における成果物の利用に関する全ての著作権者人格権について、それを行使させない旨を書面で確認しなければならない。

なお、上記書面で確認がない場合は、発注者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

## 8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に発注担当者と協議すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、発注者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

(別紙)

「おいしい！KANSAI 応援企業」における社員食堂でのイベント実績報告書

開催日	
開催企業名	
出展事業者名	
参加者名	
来場者数	
イベント内容	
写真*	

\*：広域連合ののぼり「おいしいKANSAI 召し上がれ」を掲示した写真もしくはイベントに参加したことによる出店であることがわかる写真を添付

## 別記

### 個人情報取扱業務委託契約特記事項

#### (個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この事業に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行う。

#### (第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複製、複写の禁止)

第5 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の適正管理)

第6 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

#### (提供資料等の返還等)

第7 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、直ちに甲に返還する。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法による。

#### (事故報告義務)

第8 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。